

グリーンアドバイザー認定要綱

第 1 目 的

グリーンアドバイザーを認定し、もって家庭園芸の健全な育成及び花と緑の適切な普及・啓発を図るため、この要綱を定める。

第 2 認 定

- 1 社団法人日本家庭園芸普及協会（以下「協会」という）は、家庭園芸植物の栽培と管理に関する知識及び技術並びに家庭園芸資材類に関する知識を修得し、家庭園芸について消費者に花と緑を十分に楽しめる適切な指導及び助言等をでき得る人を、グリーンアドバイザーとして認定するものとする。
- 2 1の認定を受けようとする人は、協会が行う講習（以下「講習」という）を終了し、かつ、認定試験に合格し、更に協会のグリーンアドバイザー登録簿に登録（以下「登録」という）しなければならない。
- 3 2の規定にかかわらず、協会の会長（以下「会長」という。）は、1の認定を受けようとする人が特別の事由により2の講習及び認定試験を受けられず、かつ、認定試験の合格者と同等以上の知識及び技術を有していると認めた場合、グリーンアドバイザー認定審査会に諮ってその人を2の講習会を終了し、かつ認定試験に合格したものとみなすことができる。
- 4 3の認定の特例に関し必要な事項は別に定めるものとする。
- 5 会長は、1の認定を受けた人に対し、認定証を交付するものとする。
- 6 5の認定証を交付された人はグリーンアドバイザーの称号で各種の活動ができるものとする。

第 3 講習を受けるための資格要件

第2の2の講習を受けることのできる人は、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する人であって、かつ、年齢が18歳以上の人とする。

ただし、次の（2）の卒業見込の人については講習の次の年の4月1日現在年齢が18歳以上の人とする。

- （1）園芸関連業務に1年以上携わった実務経験のある人
- （2）園芸関係の学校を卒業した人、又は講習の次の年に卒業見込の人
- （3）園芸に関する地域活動に従事し、指導・助言のための知識向上を目指す人

第 4 有効期間

第2の1の認定の有効期間は、認定を受けた日から5年を経過した年の12月31日までとする。

第 5 認定の更新

認定を更新しようとする人は、有効期間が終了することになる年において、原則として協会が行う講習を受講し、かつ、登録をしなければならない。

第 6 登録抹消

協会は、グリーンアドバイザーが、その信用を著しく傷つけるような行為を行う等

により、適切な活動に支障があると認められたときは、当該グリーンアドバイザーの登録を抹消することができる。

第 7 グリーンアドバイザー認定審査会

- 1 会長は、グリーンアドバイザー認定審査会(以下「認定審査会」という)を設置し、その委員として若干名を委嘱するものとする。
- 2 認定審査会は、グリーンアドバイザー認定講習・試験に関する事務、認定試験の合否判定に関する事務、登録抹消に関する事務、その他会長の諮問に応じ処理する認定の特例に関する事務等を行うものとする。
- 3 認定審査会の運営等に必要な事項は別に定めるものとする。

第 8 雑 則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協会のグリーンアドバイザー委員会において協議した上、会長が定めるものとする。

附則

- 1 平成4年7月1日から適用のグリーンアドバイザー認定要綱は廃止する。
- 2 この要綱は平成20年4月10日から施行する。